

郡山基署発 0612 第 3 号
令和 6 年 6 月 12 日

公益社団法人
福島県トラック協会 県中支部長 殿

郡山労働基準監督署長

「労災かくし」を防止するための自主点検の実施について（要請）

労働基準行政の運営及び労働災害の防止につきましては、日頃よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既に周知のとおりですが、労働安全衛生法第 100 条第 1 項（労働安全衛生規則第 97 条）により、事業者は労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととなっております。

労働者死傷病報告書の提出を怠るか、または虚偽の内容を報告すると、労働安全衛生法第 120 条第 5 号及び同法第 122 条により、50 万円以下の罰金に処せられる場合があります。

当署管内において、前年度からいわゆる「労災かくし」（速やかに報告しない等の疑いも含む。以下同じ。）が疑われる事案が複数確認されており、本年度においては送検手続を行った事案もあります。

「労災かくし」は、労働災害の発生状況及び原因を正確に把握することによる同種災害の再発防止対策の確立を阻害するとともに、被災者が適切な治療等を受ける機会を逸することになる等、極めて不適切なものであり、当署としては、今後も司法処分等により「労災かくし」の排除を徹底することとしています。

つきましては、貴団体におかれましてもこれらの趣旨をご理解の上、裏面にある別添 1 リーフレット及び別添 2 自主点検票を広報誌に掲載、会員事業者へ配布すること等により、各事業者が自主点検を実施の上、労働者死傷病報告書を適切に提出するための必要な対策を講じるよう周知・案内いただきますよう御協力をお願いします。

別添1 リーフレット 「労災かくしは犯罪です。」【QRコード】



別添2 自主点検票

【QRコード】



郡山基署発 0612 第 3 号
令和 6 年 6 月 12 日

一般社団法人
郡山労働基準協会長 殿

郡山労働基準監督署長

「労災かくし」を防止するための自主点検の実施について（要請）

労働基準行政の運営及び労働災害の防止につきましては、日頃よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既に周知のとおりですが、労働安全衛生法第 100 条第 1 項（労働安全衛生規則第 97 条）により、事業者は労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととなっております。

労働者死傷病報告書の提出を怠るか、または虚偽の内容を報告すると、労働安全衛生法第 120 条第 5 号及び同法第 122 条により、50 万円以下の罰金に処せられる場合があります。

当署管内において、前年度からいわゆる「労災かくし」（速やかに報告しない等の疑いも含む。以下同じ。）が疑われる事案が複数確認されており、本年度においては送検手続を行った事案もあります。

「労災かくし」は、労働災害の発生状況及び原因を正確に把握することによる同種災害の再発防止対策の確立を阻害するとともに、被災者が適切な治療等を受ける機会を逸することになる等、極めて不適切なものであり、当署としては、今後も司法処分等により「労災かくし」の排除を徹底することとしています。

つきましては、貴団体におかれましてもこれらの趣旨をご理解の上、裏面にある別添 1 リーフレット及び別添 2 自主点検票を広報誌に掲載、会員事業者へ配布すること等により、各事業者が自主点検を実施の上、労働者死傷病報告書を適切に提出するための必要な対策を講じるよう周知・案内いただきますよう御協力をお願いします。

別添1 リーフレット 「労災かくしは犯罪です。」【QRコード】



別添2 自主点検票

【QRコード】



郡山基署発 0612 第 3 号
令和 6 年 6 月 12 日

一般社団法人福島県建設業協会
郡山支部長 殿

郡山労働基準監督署長

「労災かくし」を防止するための自主点検の実施について（要請）

労働基準行政の運営及び労働災害の防止につきましては、日頃よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既に周知のとおりですが、労働安全衛生法第 100 条第 1 項（労働安全衛生規則第 97 条）により、事業者は労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととなっております。

労働者死傷病報告書の提出を怠るか、または虚偽の内容を報告すると、労働安全衛生法第 120 条第 5 号及び同法第 122 条により、50 万円以下の罰金に処せられる場合があります。

当署管内において、前年度からいわゆる「労災かくし」（速やかに報告しない等の疑いも含む。以下同じ。）が疑われる事案が複数確認されており、本年度においては送検手続を行った事案もあります。

「労災かくし」は、労働災害の発生状況及び原因を正確に把握することによる同種災害の再発防止対策の確立を阻害するとともに、被災者が適切な治療等を受ける機会を逸することになる等、極めて不適切なものであり、当署としては、今後も司法処分等により「労災かくし」の排除を徹底することとしています。

つきましては、貴団体におかれましてもこれらの趣旨をご理解の上、裏面にある別添 1 リーフレット及び別添 2 自主点検票を広報誌に掲載、会員事業者へ配布すること等により、各事業者が自主点検を実施の上、労働者死傷病報告書を適切に提出するための必要な対策を講じるよう周知・案内いただきますよう御協力をお願いします。

別添1 リーフレット 「労災かくしは犯罪です。」【QRコード】



別添2 自主点検票

【QRコード】

